

説明書

首都高速道路株式会社の「高速 1 号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事」に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建設工事)に基づく競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 公示日 平成 27 年 1 月 27 日

2 契約責任者

首都高速道路株式会社 執行役員 大西 英史

3 工事概要等

(1) 工事名 高速 1 号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事

(2) 工事場所 東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで

(3) 工事内容 工事計画概要書のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成 38 年 9 月 30 日まで

ただし、工期短縮に係る技術提案があった場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された工期とする。

(5) 参考額 650 億円(税込):参考額は、工事の規模の目安であり、首都高速道路株式会社の検討案に基づく積算金額である。なお、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

(6) その他

① 本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して、技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者(以下「技術提案者」という。)と技術提案書の内容に係る技術対話を実施し、技術審査において技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次に優先交渉権者から工事費内訳書を受け付け、価格交渉を行った後、予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する「技術提案審査・価格等交渉方式」の試行対象工事である。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

② 本工事は、契約締結後においても施工方法等の提案を受け付けることを可能とする「契約後 V E 方式」の対象工事である。

③ 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。本方式の実施に当たっては、「高速 1 号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事における総価契約単価合意方式実施要領」に基づき、単価等を個別に合意する「単価個別合意方式」によることとする。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、

「単価包括合意方式」にて行うものとする。

- ④ 本工事は、共同企業体を結成し競争参加をする場合、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体(以下「異工種JV」という。)による参加を認める工事である。
- ⑤ 本工事は技術提案に基づいた設計及び施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」の対象工事である。
- ⑥ 技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
 - ・ 工事目的物(迂回路を含む)の構造・施工方法(水管橋の構造は除く。)

4 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則(平成23年準則第1号)第73条の規定(競争参加不適格者)に該当しない者であること。
- (2) 下記の「①土木工事を施工する者」「②鋼橋工事を施工する者」及び「③プレストレストコンクリート橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体又は該当する要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)若しくは異工種JVであること。

特定JVの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」の工事種別のうち本体構造及び迂回路の提案構造に対する1つの工事種別によることとし、構成員は最小2者、最大5者とする。

異工種JVの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」の工事種別のうち本体構造及び迂回路の提案構造において必要な工事種別のみを組み合わせとし、各工事種別を担当する構成員は最小1者、最大5者とする。構成員の総数は最小2者、最大15者とする。

単体並びに特定JV及び異工種JVの構成員の組み合わせは、提案構造に応じて、次表のとおりとする。

	工事種別	土木工事	鋼橋工事	PC 橋工事	合計
	提案構造				
単体	土木工事	1者	—	—	1者
	鋼橋工事	—	1者	—	1者
	PC 橋工事	—	—	1者	1者
	土木工事 + 鋼橋工事	1者	1者	—	1者
	土木工事 + PC 橋工事	1者	—	1者	1者
	鋼橋工事 + PC 橋工事	—	1者	1者	1者
	土木工事 + 鋼橋工事 + PC 橋工事	1者	1者	1者	1者
特定 JV	土木工事	2～5者	—	—	2～5者
	鋼橋工事	—	2～5者	—	2～5者
	PC 橋工事	—	—	2～5者	2～5者
異工種 JV	土木工事 + 鋼橋工事	1～5者	1～5者	—	2～10者
	土木工事 + PC 橋工事	1～5者	—	1～5者	2～10者
	鋼橋工事 + PC 橋工事	—	1～5者	1～5者	2～10者
	土木工事 + 鋼橋工事 + PC 橋工事	1～5者	1～5者	1～5者	2～15者

※表中の「PC 橋」は、「プレストレストコンクリート橋」を示す。

① 土木工事を施工する者

- i) 首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成 25・26 年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が 1,200 点以上であること。なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成 25・26 年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること。
- ii) 平成 11 年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、土木工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）

としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定JVの代表者若しくは異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる2つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する施工法(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)

イ 特定JVの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する施工法(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)

② 鋼橋工事を施工する者

i) 首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150点以上であること。

ii) 平成11年度以降に、以下に掲げる工事の実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、鋼橋工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定JVの代表者若しくは異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる2つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)の鋼橋における工場製作(歩道橋を除く。)
- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)

イ 特定JVの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋における工場製作(歩道橋を除く。)
- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)

③ プレストレストコンクリート橋工事を施工する者

i) 首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成 25・26 年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が 1,150 点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成 25・26 年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150 点以上であること。

ii) 平成 11 年度以降に、以下に掲げる工事の実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、プレストレストコンクリート橋工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。異工種 JV としての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定 JV の代表者若しくは異工種 JV の構成員のうち少なくとも 1 者は、以下に掲げる 2 つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)

イ 特定 JV の代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種 JV の構成員については、以下に掲げる 2 つの要件のうち、どちらか 1 つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)

(3) 現場代理人及び統括技術者(異工種 JV に限る。)並びに次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者(以下「配置予定技術者」という。)を契約締結日の翌日までに配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は必要な期間に本工事に専任で配置できること。配置の必要な期間は、契約締結後の実際の施工期間とする。

異工種 JV の場合に限り、全体の工程管理、異なる工事種別の工事(以下「各工事」という。)間の工事調整等を行う統括技術者を、現場着手から工事完了まで本工事に専任で配置すること。

設計管理技術者は、設計業務全体の技術上の管理を行うものとする。

工事の中断、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は平成 28 年 2 月 1 日(月)を予定している。

- ① 土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条及び建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、1 級土木施工管理に関する検定種目に合格した者(以下「1 級土木施工管理技士」という。)

イ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 6 条及び技術士法施行規則(昭和 59 年総理府令第 5 号)第 11 条の規定による第二次試験のうち、[建設部門(土質及び基礎)]又は[総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)]に合格し、かつ、同法第 32 条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者。(以下「技術士[建設部門(土質及び基礎)]又は技術士[総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)]」という。)

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ 平成 11 年度以降に以下に掲げる 2 つの要件のうち、どちらか 1 つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、土木工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。異工種 J V としての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する施工法(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)

- ② 鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア 1 級土木施工管理技士

イ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 6 条及び技術士法施行規則(昭和 59 年総理府令第 5 号)第 11 条の規定による第二次試験のうち、[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]に合格し、かつ、同法第 32 条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者(以下「技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]」という。)

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ 平成 11 年度以降に以下に掲げる 2 つの要件のうち、どちらか 1 つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、鋼橋工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。異工種 J V としての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)

- ③ プレストレストコンクリート橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。
- ア 1級土木施工管理技士
- イ 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- エ 平成11年度以降に以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、プレストレストコンクリート橋工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。
- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)
 - ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)
- ④ 4(3)①、4(3)②及び4(3)③において監理技術者は、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
- ⑤ 異工種JVの場合は、土木工事を担当する者の中から4(3)①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼橋工事を担当する者の中から4(3)②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、プレストレストコンクリート橋工事を担当する者の中から4(3)③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体又は特定JVの場合は、4(3)①、4(3)②及び4(3)③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。
- ⑥ 土木工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[建設部門(土質及び基礎)]
- イ 技術士[総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)]
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑦ 鋼橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]
- イ 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑧ プレストレストコンクリート橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]

- イ 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]
 - ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑨ 設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]
 - イ アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- (4) 提案構造による、配置すべき現場代理人、統括技術者及び主任技術者又は監理技術者は次表のとおりとする。

	配置技術者	現場代理人	統括技術者	主任技術者 又は 監理技術者 (土木工事)	主任技術者 又は 監理技術者 (鋼橋工事)	主任技術者 又は 監理技術者 (PC 橋工事)
	提案構造					
単体	土木工事	○	×	○	×	×
	鋼橋工事	○	×	×	○	×
	PC 橋工事	○	×	×	×	○
	土木工事 + 鋼橋工事	○	×	○	○	×
	土木工事 + PC 橋工事	○	×	○	×	○
	鋼橋工事 + PC 橋工事	○	×	×	○	○
	土木工事 + 鋼橋工事 + PC 橋工事	○	×	○	○	○
特定 JV	土木工事	○	×	○	×	×
	鋼橋工事	○	×	×	○	×
	PC 橋工事	○	×	×	×	○
異工種 JV	土木工事 + 鋼橋工事	○	○	○	○	×
	土木工事 + PC 橋工事	○	○	○	×	○
	鋼橋工事 + PC 橋工事	○	○	×	○	○
	土木工事 + 鋼橋工事 + PC 橋工事	○	○	○	○	○

○：必要、×不要

※表中の「PC 橋」は「プレストレストコンクリート橋」を示す。

提案構造による、配置すべき設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者は下表のとおりとする。

	配置技術者	設計管理 技術者	設計担当技術者 及び 設計照査技術者 (土木工事)	設計担当技術者 及び 設計照査技術者 (鋼橋工事)	設計担当技術者 及び 設計照査技術者 (PC 橋工事)
	提案構造				
単体	土木工事	○	○	×	×
	鋼橋工事	○	×	○	×
	PC 橋工事	○	×	×	○
	土木工事 + 鋼橋工事	○	○	○	×
	土木工事 + PC 橋工事	○	○	×	○
	鋼橋工事 + PC 橋工事	○	×	○	○
	土木工事 + 鋼橋工事 + PC 橋工事	○	○	○	○
特定 JV	土木工事	○	○	×	×
	鋼橋工事	○	×	○	×
	PC 橋工事	○	×	×	○
異工種 JV	土木工事 + 鋼橋工事	○	○	○	×
	土木工事 + PC 橋工事	○	○	×	○
	鋼橋工事 + PC 橋工事	○	×	○	○
	土木工事 + 鋼橋工事 + PC 橋工事	○	○	○	○

○：必要、×不要

※表中の「PC 橋」は「プレストレストコンクリート橋」を示す。

(5) 配置予定技術者の兼任については、下表のとおりとする。

技術者	現場代理人	統括技術者	主任又は監理 (土木)	主任又は監理 (鋼橋)	主任又は監理 (PC)	設計管理技術者	設計照査 (土木)	設計照査 (鋼橋)	設計照査 (PC)	設計担当 (土木)	設計担当 (鋼橋)	設計担当 (PC)
現場代理人		×	○(1つのみ可能)			○(1つのみ可能)				×	×	×
統括技術者	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 (土木)	○	×		×	×	○(1つのみ可能)				×	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 (鋼橋)	○	×	×		×	○(1つのみ可能)				×	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 (PC)	○	×	×	×		○(1つのみ可能)				×	×	×
設計管理技術者	○	×	○(1つのみ可能)				×	×	×	×	×	×
設計照査技術者 (土木)	○	×	○(1つのみ可能)			×		×	×	×	×	×
設計照査技術者 (鋼橋)	○	×	○(1つのみ可能)			×	×		×	×	×	×
設計照査技術者 (PC)	○	×	○(1つのみ可能)			×	×	×		×	×	×
設計担当技術者 (土木)	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○	○
設計担当技術者 (鋼橋)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○
設計担当技術者 (PC)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	

兼任可：○ 兼任不可：×

※表中の「土木」は「土木工事」、「鋼橋」は「鋼橋工事」、「PC」は「プレストレストコンクリート橋工事」、「主任又は監理」は「主任技術者又は監理技術者」、「設計照査」は「設計照査技術者」、「設計担当」は「設計担当技術者」をそれぞれ示す。

(6) 競争参加資格確認申請書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、工事請負現場説明書の説明事項1(10)ウの記載に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する

子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合

【役員定義】

- イ 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ロ 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。)
- ハ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

3) その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- ① 上記の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、以下に掲げる者である。
 - ・日本工営株式会社
- ② 上記の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
 - ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(8) 特定JVを構成する場合には、以下に掲げる事項を全て満たしていること。

- ① 特定JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- ② 特定JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- ③ 特定JV全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。

- ④ 特定JVの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
- (9) 異工種JVを構成する場合には、以下に掲げる事項を全て満たしていること。
 - ① 異工種JV全ての構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
 - ② 異工種JV全ての構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
 - ③ 異工種JVの代表者は、構成員において決定されたものとする。
- (10) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。
- (11) 技術提案構造と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去2年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去1年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
- (12) 首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成24年度及び平成25年度の2年間連続して60点未満である者でないこと。

5 担当課

首都高速道路株式会社 財務部 契約課

〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号(日土地ビル8階)

電話 03-3539-9319(ダイヤルイン)

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本工事の競争参加希望者は4に掲げる競争参加資格を有することを証明するために、次に従い、申請書を提出し、契約責任者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - 4(2)①i)、4(2)②i)及び4(2)③i)の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4(1)、4(2)①ii)、4(2)②ii)、4(2)③ii)及び4(3)から4(12)までに掲げる事項を満たしているときは、8(2)①の技術提案書の提出期限の日までに4(2)①i)、4(2)②i)及び4(2)③i)に掲げる事項を満たすことを条件として競争参加資格があることを確認するものとする(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者においても同じ。)。当該確認を受けた者は、8(2)①の技術提案書の提出期限の日までに4(2)①i)、4(2)②i)及び4(2)③i)に掲げる事項を満たしていなければならない。4(2)①i)、4(2)②i)及び4(2)③i)の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成24年10月24日付け首都

高速道路株式会社代表取締役社長公示)に定める提出先において、随時受け付ける。

- ① 提出期間：平成 27 年 1 月 27 日(火)から平成 27 年 2 月 23 日(月)までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。)、午前 10 時から午後 4 時までの正午から午後 1 時までの時間を除いた時間。ただし、平成 27 年 1 月 27 日(火)は午後 1 時以降とする。
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ内容を説明できる者が持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、提出に当たっては、事前に5に示す担当課までその旨連絡すること。
 - ④ 技術提案書については8によること。
- (2) 競争参加資格確認申請書は、別記様式第 1 により作成すること。別記様式第 1 記 5、第 1-1-1 記 7 又は第 1-1-2 記 7 に記載の「高速 1 号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新工事公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 2(4)を証する書面」は、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 4 に規定する通知書(経営事項審査の総合評定値通知書)の写しとし、当該通知書の取得後に社会保険等に加入した場合には、保険料の納付書等の写しを追加すること。
- (3) 4(2)① ii)、4(2)② ii) 及び 4(2)③ ii) における工事の施工実績及び 4(3)における工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における工事の施工実績及び工事の経験をもって行う。
- (4) 工事の施工実績、配置予定技術者の経験及び契約書の写しは、次に従い作成し提出すること。なお、①の工事の施工実績並びに②の工事の経験については、平成 11 年度以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。
- ① 施工実績

4(2)に掲げる要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を別記様式第 2-1 に記載すること。記載する施工実績の件数は 1 件のみでよい。ただし、複数の工事で要件を満たす場合は、該当する工事を全て記載すること。
 - ② 配置予定技術者

ア 4(3)①②③④に掲げる資格があることを判断できる主任技術者又は監理技術者の資格及び工事の経験を別記様式第 2-2 に記載すること。記載する工事の経験の件数は 1 件でよい。4(3)⑥⑦⑧⑨に掲げる資格があることを判断できる設計技術者の資格及び業務の経験を別記様式第 2-3 に記載すること。配置予定の主任技術者及び監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料(資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等の写し)を提出すること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書提出日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

また、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。

ただし、記載する全ての配置予定技術者は各々が4(3)に掲げる要件を満たしていなければならない。

イ 本工事の配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、資料に記載した配置予定技術者の中より配置しなければならない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由でやむを得ず変更する場合には、2の契約責任者の承諾を得なければならない。

ウ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする、複数名の技術者を配置予定技術者とする、及び複数名の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、見積りに参加してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず見積りに参加した場合においては、競争参加停止措置準則に基づく競争参加停止を行うことがある。

エ 外国資格を有する技術者(我が国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ4(3)①②③⑥⑦⑧⑨に掲げる資格相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。申請書提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出できるが、この場合、申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、技術提案書の提出期限の日までに当該認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

③ 契約書の写し

①の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。また、②の工事の経験を証明する契約書の写し及び現場代理人等選定通知書等の写しを、原則として資料と同時に提出すること。ただし、①の工事の施工実績並びに②の工事の経験が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写し及び現場代理人等選定通知書等の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

(5) 特定JVの場合は、特定建設工事共同企業体協定書(以下「特定JV協定書」という。)の写し及び特定建設工事共同企業体申請書(以下「特定JV申請書」という。)は、次に従い作成し、1部提出すること。

① 特定JV協定書を別記様式第1-2-1により作成すること。

② 特定JV申請書を別記様式第1-3-1により作成すること。

③ 共同企業体の名称は、〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新特定建設工事共同企業体とすること。

④ 共同企業体の成立日は、公示日から申請書の提出期限の日までの任意の日とすること。

⑤ ①の特定JV協定書を複写し、原本と相違ないことを証明する書面を添付した上で、袋とじにして割印すること。

(6) 異工種JVの場合は、異工種建設工事共同企業体協定書(以下「異工種JV協定書」という。)の写し及び異工種建設工事共同企業体申請書(以下「異工種JV申請書」という。)は、次に

従い作成し、1部提出すること。

- ① 異工種JV協定書を別記様式第1-2-2により作成すること。
 - ② 異工種JV申請書を別記様式第1-3-2により作成すること。
 - ③ 共同企業体の名称は、〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新異工種建設工事共同企業体とすること。
 - ④ 共同企業体の成立日は、公示日から申請書の提出期限の日までの任意の日とすること。
 - ⑤ ①の異工種JV協定書を複写し、原本と相違ないことを証明する書面を添付した上で、袋とじにして割印すること。
 - ⑥ ①の異工種JV協定書第8条に基づく協定書は、契約の相手方として決定した後、取り交わし、契約締結時に複写し、原本と相違ないことを証明する書面を添付した上で、袋とじにして割印し、発注者に提出すること。契約締結後、分担工事額に変更が生じたときは、その都度協定を取り交わし、契約締結時と同様に発注者に提出すること。
- (7) 連絡先は、別記様式第5により作成し提出すること。
- (8) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年3月2日(月)までに書面をもって通知する。
- (9) その他
- ① 契約責任者は、提出された特定JV申請書又は異工種JV申請書(以下「申請書」という。)を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ② 提出された申請書は、返却しない。
 - ③ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、工事の施工実績、配置予定技術者に関し、真にやむを得ないものとして契約責任者が承認した場合においてはこの限りでない。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期間：平成27年3月3日(火)から平成27年3月11日(水)までの毎日、午前10時から午後4時までの正午から午後1時までの時間を除いた時間
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ その他：書面は持参することにより提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。なお、提出に当たっては、事前に5に示す担当課までその旨連絡すること。
- (2) 契約責任者は、説明を求められたときは平成27年3月18日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 技術提案書等に関する事項

- (1) 技術提案書((2)④の最終技術提案書を含む。)の作成
- ① 技術提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事

における構造及び施工方法として適正であるものとする。

- ② 技術提案に当たっては、提案構造の概算設計を完了し、構造の成立性、妥当性を確認したうえで、技術提案を行うこと。提案構造に基づき、契約後、実施設計を行う。

概算設計とは、構造物基本寸法の最終決定、一次部材の最適断面の決定及び図面等作成を行うものとする。

- ③ 技術提案に当たっては、本工事に関連する資料を参考として、適切な構造・施工計画を立案し、その内容を示した技術提案書を別紙「技術提案書作成要領」に従い別記様式第3及び第4にて作成するものとする。作成に当たっては、10の評価項目について記載すること。
- ④ 提案する構造及び施工方法等は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいたものとする。ただし、評価時において実験や試験・研究による追加検証の実施を見積り条件として付加することがある。
- ⑤ 技術提案が本工事に関連する資料で示される要件に対して過度な提案であると判断される場合には、技術交渉で改善を求める場合がある。
- ⑥ 技術提案書の作成に当たり、基本条件図書の一部をCADデータにて配付する。希望する者は、以下に示す担当課まで申し出ること。

(担当課) 首都高速道路株式会社 建設事業部 構造設計室

〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号(日土地ビル6階)

電話 03-3539-9558(ダイヤルイン)

(2) 技術提案書の提出等

① 技術提案書の提出

提出物は書面5部及び技術提案書のデータファイルが記録されたCD-R又はDVD-R一式とする。提出期限は平成27年4月13日(月)午後4時までに提出する。提出場所は5と同じとする。なお、提出に当たっては、事前に5に示す担当課までその旨連絡すること。

② 技術提案者による技術提案書の説明

技術提案書を提出した後、技術提案者は技術提案書の内容を首都高速道路株式会社に説明する。日時及び場所は以下を予定している。

ア 日時：平成27年4月14日(火)

イ 場所：首都高速道路株式会社 本社

なお、説明内容、日時及び場所の詳細については、別途通知する。

③ 技術対話

提出された技術提案書を踏まえ、技術対話を実施する。技術対話は複数回実施することを予定している。日時及び場所の詳細は、別途通知する。

技術対話は、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行う。

技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設ける。また、発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

なお、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となる改善は求めない。

④ 最終技術提案書の提出

技術対話の結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。提出物は書面5部及び最終技術提案書のデータファイルが記録されたCD-R又はDVD-R一式とする。提出期限は平成27年5月8日(金)午後4時までに提出する。提出場所は5と同じとする。なお、提出に当たっては、事前に5に示す担当課までその旨連絡すること。

また、最終技術提案対象部分の数量総括表を別記様式第3-5により作成し提出すること。なお、数量総括表は価格交渉準備の基礎資料とするため提出を求めるものであり、最終技術提案書の評価に用いるものではない。

(3) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法は、10の技術提案による技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知する。また次点以降の者の順位についても決定し、結果を通知する。なお、技術評価点が最高となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。

技術提案の審査・評価は、首都高速道路株式会社の技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）にて実施する。

(4) 工事費内訳書の提出

優先交渉権者は、平成27年5月26日(火)までに工事費内訳書(別記様式第7-1)を提出すること。提出場所は5と同じとする。なお、提出に当たっては、事前に5に示す担当課までその旨連絡すること。

(5) 価格交渉

価格交渉は、提出された最終技術提案書及び工事費内訳書に関して各種前提条件を確認し、工事費内訳書について価格等の交渉を行う。

価格交渉を通じて、工事費内訳書について改善の余地がある場合には、優先交渉権者は工事費内訳書の見直しを行う。

交渉において、工事費内訳書の内容を変更する場合は、速やかに交渉価格書(別記様式第7-2)を提出すること。なお、交渉価格書の金額は、提出された工事費内訳書の総額以下でなければならない。

工事費内訳書の総額が参考額に対して著しく乖離がある場合で改善の余地がない場合は、価格交渉を不成立とする。

価格交渉が不成立の場合は、次点の技術提案書を提出した者を優先交渉権者として選定して価格交渉を行う。以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行う。

価格交渉の評価は、技術審査委員会にて実施する。

技術審査委員会で工事費内訳書の総額又は交渉価格書の総額が妥当と判断された場合は、価格交渉を成立とする。

価格交渉が成立した場合は、その内容に基づき、後日見積合わせを行う。

(6) 技術提案の審査・評価結果等の公表

本工事の契約後速やかに、技術提案の審査・評価結果等の結果、その過程の概要、価格交

渉の過程の概要を公表する。なお、公表に際しては、提案者の技術提案内容に係る知的財産権を侵さない。

(7) 技術提案の取扱い

① 作成費

基本条件図書等で示される要件を満たし、適正と認められた最終技術提案書を提出した技術提案者に最終技術提案書の作成費の一部として10,000,000円を支払う。技術提案者が共同企業体であった場合は当該共同企業体の代表者に支払う。なお、技術提案が要件を満たさない場合又は適正と認められない場合、技術提案者には上記作成費は支払わない。

② 支払時期及び方法

最終技術書提案作成費の一部の支払時期は契約の相手方が決定した後とし、時期及び方法の詳細は審査結果とあわせて通知する。

③ 取扱い

技術提案書((2)④の最終技術提案書を含む。)に記載された内容については、本工事を除く今後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(8) 技術提案の履行

実際の施工に際しては、最終技術提案書に記載した構造形式及び施工方法により、契約工期以内に工事目的物を完成させなくてはならない。また、受注者の責めに帰す要因により契約工期の未達成や技術提案が履行されない場合には、修補、損害賠償を請求すると共に工事成績評定点を減点する場合がある。

9 技術提案書等に対する質問

(1) 技術提案書等作成説明会

技術提案書、工事費内訳書及び申請書等の作成説明会(以下「作成説明会」という。)を次の要領で行う。

① 日時：平成27年2月2日(月)午前10時00分から正午まで

② 場所：〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号(日土地ビル10階)
首都高速道路株式会社 会議室

③ 参加申込方法：作成説明会に参加を希望する場合は、書面(別記様式第6)を申込先へ持参又は郵送することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。

④ 申込期間：平成27年1月28日(水)から平成27年1月30日(金)までの毎日、午前10時から午後4時までの正午から午後1時までの時間を除いた時間。郵送による申込みの受領期限は、平成27年1月30日(金)午後4時必着とする。

⑤ 申込先：5に同じ。

作成説明会において、説明書、工事請負契約書(案)、工事請負現場説明書、金額を記載しない設計書、基本条件図書、特記仕様書及び工事計画概要書は配布しない。参加者は持参の

こと。

(2) 技術提案書等作成に係る質問

- ① 技術提案書等作成に係る質問がある場合は、以下に従い、書面(別記様式第8)2部及び質問書のデータファイルが記録されたCD-R又はDVD-R一式を、その内容を説明できる者が持参すること。郵送及び電送によるものは受け付けない。なお、提出に当たっては、事前に5に示す担当課までその旨連絡すること。

ア 提出期間：平成27年2月3日(火)から平成27年2月9日(月)までの毎日、午前10時から午後4時までの正午から午後1時までの時間を除いた時間

イ 提出場所：5に同じ。

- ② ①の質問に対する回答書は、以下のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間：平成27年2月17日(火)から平成27年4月10日(金)までの毎日、午前10時から午後4時までの正午から午後1時までの時間を除いた時間

イ 閲覧場所：5に同じ。

10 技術評価に関する事項

本工事の技術評価方式は、下記の技術提案評価項目により最終技術提案書を評価し技術評価点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する方式である。

技術提案評価項目（技術評価点用）及び技術評価点は、下表のとおりとする。

技術を総合的に評価する項目			技術評価点
評価項目	具体的な評価項目		
現場施工に関する工夫 (120点)	①工程管理 (60点)	・ 工程遵守のための工夫 ・ 工程遅延時に対する工程回復策	【S】 60点 【A】 40点 【B】 20点 【C】 0点
	②工程短縮 (30点)	・ 2020年東京五輪までの早期の現道からの交通切り替え及び早期の更新完了に関する工夫 ・ 八潮連結路の通行止め期間の短縮に関する工夫	【S】 30点 【A】 20点 【B】 10点 【C】 0点
	③品質管理及び安全管理等 (30点)	・ 施工計画における特筆すべき配慮・工夫	【S】 30点 【A】 20点 【B】 10点 【C】 0点
構造仕様に関する工夫 (120点)	④耐久性の確保 (60点)	・ 本体構造における、100年間の耐久性確保、確実な耐震性確保に関する工夫 ・ 迂回路における、供用期間中の耐久性確保、確実な耐震性確保に関する工夫	【S】 60点 【A】 40点 【B】 20点 【C】 0点
	⑤維持管理性の確保 (60点)	・ 本体構造及び迂回路における、維持管理（点検・補修・改良等）の容易性、維持管理費の縮減に関する工夫	【S】 60点 【A】 40点 【B】 20点 【C】 0点
周辺環境への配慮 (60点)	⑥安全対策 (30点)	・ 工事中の近接・交差構造物への影響回避に関する工夫 ・ 工事中の高速道路、モノレールの安全確保に関する工夫	【S】 30点 【A】 20点 【B】 10点 【C】 0点
	⑦環境及び景観性への配慮 (30点)	・ 工事中の沿道環境及び海洋環境への配慮に関する工夫 ・ 工事中及び供用後における、沿道、高速道路、モノレールからの景観性に関する工夫	【S】 30点 【A】 20点 【B】 10点 【C】 0点
計 (300点)			300点

下記の評価基準により技術評価点を決定する。

【S】：本工事への適用性及び効果が極めて高く期待でき、その内容に対し具体的にわかりやすく記述されている。

【A】：本工事への適用性及び効果が多いに期待でき、その内容に対し具体的に記述されている。

【B】：本工事への適用性及び効果が期待でき、その内容に対し具体的に記述されている。

【C】：上記以外の一般的な提案や本工事への適用性、効果の確認ができない提案等

11 契約の相手方の決定方法

(1) 予定価格の作成

技術提案に基づく、技術対話、技術審査及び価格交渉の結果を踏まえ、予定価格を定める。

(2) 契約の相手方の決定方法

優先交渉権者は、価格交渉が成立した場合、見積書を作成し 12 (1) で指定する期日までに提出する。見積金額は提出された工事費内訳書(交渉価格書を提出した場合は交渉価格書)の総額以下の金額でなければならない。

提出された見積金額が本工事の予定価格の制限の範囲内である場合に契約の相手方とする。

12 見積りの日時及び場所

- (1) 日時及び場所：平成 27 年 7 月 2 日(木)午後 2 時(ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は信書便による見積書の受領期限は、平成 27 年 7 月 1 日(水)午後 4 時)。首都高速道路株式会社 財務部 契約課に持参、郵送(書留郵便に限る。)又は信書便により提出すること。
- (2) 日時変更：見積りの日時に変更がある場合は、優先交渉権者に通知する。
- (3) その他：見積りに当たっては、契約責任者により優先交渉権者として選定された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は信書便による見積りの場合は、当該通知書の写しを表封筒と見積書を入れた中封筒の間に入れて提出すること。

13 見積方法等

- (1) 見積書は持参、郵送(書留郵便に限る。)又は信書便により提出すること。電送による送付は認めない。
- (2) 優先交渉権者は、最終技術提案書に基づく見積書の提出を行うものとする。
- (3) 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。なお、見積書は厳封し提出すること。
- (4) 見積りの回数は 2 回を限度とする。

14 契約保証金

納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

15 見積時工事費内訳書の提出

第 1 回の見積りに際し、第 1 回の見積書に記載される見積金額に対応した見積時工事費内訳書の提出を求める。なお、郵送(書留郵便に限る。)又は信書便による見積りの場合は、見積時工事費内訳書を表封筒と見積書を入れた中封筒の間に入れて提出すること。

16 見積書の開封

見積者又はその代理人は見積書の開封に立ち会わなければならない。見積者又は代理人が見積書の開封に立ち会わない場合は、見積事務に関係のない社員を立ち会わせて見積りを行う。

17 見積りの無効

本工事の公示において示した競争参加資格のない者のした見積り、申請書又は技術提案書等に虚偽の記載をした者のした見積り及び別冊工事請負現場説明書において示した条件等見積りに関する条件に違反した見積りは無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方としていた場合には契約の相手方の決定を取り消す。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、見積時に4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18 契約締結後の技術提案(契約後VE方式)

工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

19 手続における交渉の有無 有

20 工事請負契約書作成の要否 要

21 支払条件

前金払及び部分払 有

22 火災保険等の要否 要

23 本工事に直接関係する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府 政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局)電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

25 関連情報を入手するための照会窓口 5に同じ。

26 契約手続及び契約内容の情報公表

本手続における情報公表は別紙「契約手続及び契約内容の情報公表」によるものとする。

27 契約変更の取扱い

本工事の契約変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 本工事では、技術提案に係る項目の契約変更は下記(2)(3)を除き、原則として行わない。
- (2) 現場調査、関係機関との協議等により提示した条件が変更となる場合及び特記仕様書に示す条件を変更する場合は設計変更を行い、必要があると認められる場合は契約変更の対象とする。
- (3) 実施設計の結果、数量に変更が生じた場合は設計変更を行い、必要があると認められる場合は契約変更の対象とする。

28 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 配置予定技術者等の確認
契約の相手方の決定後、CORINS 等により配置予定技術者等の専任制違反事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、この場合において真にやむを得ないものとして契約責任者が承認した場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (3) 申請書、技術提案書等(最終技術提案書を含む。)の作成及び提出に関する費用については、8(7)の記載事項を除き提出者の負担とする。
- (4) 別冊現場説明書及び別冊工事請負契約書(案)を熟読し、遵守すること。

以上

(様式第1：競争参加資格確認申請書 [単体用])

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

企業別コード番号

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

平成27年1月27日付で公示のありました高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

また、提案を予定している構造の工事種別は以下のとおりとします。

- ・〇〇〇〇工事

なお、競争参加資格の要件を全て満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 説明書6(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 説明書6(4)②に定める配置予定技術者を記載した書面
- 3 説明書6(4)③に定める契約書の写し
- 4 説明書6(7)に定める連絡先を記載した書面
- 5 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示2(4)を証する書面

備考 企業別コード番号は、当社から送付された平成25・26年度の「競争参加資格認定通知書(建設工事)」に記載してあるコード番号を記載すること。

(様式第1-1-1:競争参加資格確認申請書 [特定JV用])

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新
特定建設工事共同企業体

代表者 企業別コード番号
住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

構成員 企業別コード番号
住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

平成27年1月27日付で公示のありました高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

また、提案を予定している構造の工事種別は以下のとおりとします。

・〇〇〇〇〇工事

なお、競争参加資格の要件を全て満たしていること及び添付書類の内容については事実と相
違わないことを誓約します。

記

- 1 説明書6(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 説明書6(4)②に定める配置予定技術者の資格を記載した書面
- 3 説明書6(4)③に定める契約書の写し
- 4 説明書6(5)①に定める特定建設工事共同企業体協定書写し
- 5 説明書6(5)②に定める特定建設工事共同企業体申請書
- 6 説明書6(7)に定める連絡先を記載した書面
- 7 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示2(4)を証する書面

備考 企業別コード番号は、当社から送付された平成25・26年度の「競争参加資格認定通知書
(建設工事)」に記載してあるコード番号を記載すること。

(様式第1-1-2: 競争参加資格確認申請書 [異工種JV用])

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新
異工種建設工事共同企業体

代表者 企業別コード番号
住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

構成員 企業別コード番号
住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

平成27年1月27日付で公示のありました高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

また、提案を予定している構造の工事種別は以下のとおりとします。

- ・〇〇〇〇工事
- ・〇〇〇〇工事
- ・〇〇〇〇工事

なお、競争参加資格の要件を全て満たしていること及び添付書類の内容については事実と相
違わないことを誓約します。

記

- 1 説明書6(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 説明書6(4)②に定める配置予定技術者の資格を記載した書面
- 3 説明書6(4)③に定める契約書の写し
- 4 説明書6(6)①に定める異工種建設工事共同企業体協定書写し
ただし、異工種建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書を除く。
- 5 説明書6(6)②に定める異工種建設工事共同企業体申請書
- 6 説明書6(7)に定める連絡先を記載した書面
- 7 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示2(4)を証する書面

※ 備考 企業別コード番号は、当社から送付された平成25・26年度の「競争参加資格認定通
知書(建設工事)」に記載してあるコード番号を記載すること。

(様式第1-2-1: 特定JV用協定書例)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 首都高速道路株式会社に係る〇〇建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。(以下、単に「建設工事」という。))の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 〇〇%
〇〇株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(様式第1-2-2:異工種JV用協定書例)

異工種建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 首都高速道路株式会社発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新異工種建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 土木工事 〇〇株式会社
- 鋼橋工事 〇〇株式会社
- プレストレストコンクリート橋工事 〇〇株式会社

- 2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、同等の技術力を有する代替りの者を構成員として補充して、又は残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇・〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新異工種建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

異工種建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇・〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新異工種建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

土木工事 〇〇株式会社 〇〇円

鋼橋工事 〇〇株式会社 〇〇円

プレストレストコンクリート橋工事 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇・〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)
更新異工種建設工事共同企業体

代表者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

構成員 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

構成員 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

※ 契約の相手方として決定した後、協定を取り交わし、契約締結時にその写しを発注者に提出すること。また、契約締結後、分担工事額に変更が生じた時には、その都度協定を取り交わし、その写しを発注者に提出すること。

(様式第1-3-1: 特定JV用申請書)

特定建設工事共同企業体申請書

1. 工 事 名 高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事
2. 工 事 場 所 東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで
3. 工 期 契約締結日の翌日から平成38年9月30日まで
ただし、工期短縮に係る技術提案を行った場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された工期とする。

標記工事について、特定建設工事共同企業体を結成しましたので、特定建設工事共同企業体申請書を提出します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)
更新特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

(様式第1-3-2:異工種JV用申請書)

異工種建設工事共同企業体申請書

1. 工 事 名 高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事
2. 工 事 場 所 東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで
3. 工 期 契約締結日の翌日から平成38年9月30日まで
ただし、工期短縮に係る技術提案を行った場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された工期とする。

標記工事について、異工種建設工事共同企業体を結成しましたので、異工種建設工事共同企業体申請書を提出します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

〇〇・〇〇・〇〇高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)
更新異工種建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

様式第2-1 工事の施工実績(単体用)

会社名	〇〇株式会社		
提案を予定している 構造の工事種別	・〇〇〇〇工事		
工事名	〇〇〇〇〇工事		
発注者	〇〇〇〇		
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町		
請負金額	〇〇〇, 〇〇〇千円		
工期	平成〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成△年△△月△△日		
CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号)・無 (※1)		
契約の形態	元	請	(※2)
共同企業体 の場合	協定方式	(※3)	
	出資比率	当 社	(株)□□
		%	%
工事内容			

備考1 (※1)については、CORINS 登録の区分いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。

2 (※2)については、「共同企業体」又は「単体」と記載すること。

3 (※3)については、「甲型」又は「乙型」と記載すること。

4 下記の書類を添付すること。

(1) 実績工事の契約書(変更契約も含む。)又はCORINSの工事カルテ(しゅん功時)の写し

(2) 実績工事の内容が確認できる図面(原則としてしゅん功図とする。)の写し

(3) 実績工事の発注者から通知された工事成績評定点の写し(発注者から通知されている工事の場合に限る。)

(4) EXCEL2007又は2010形式にて作成し、競争参加資格申請書提出時にCD-R又はDVD-Rに同梱すること。

5 様式2-1-1に提案構造の概要を記載すること。

様式第2-1 工事の施工実績 (JV用)

会 社 名		〇〇株式会社 (代表者)				〇〇株式会社 (構成員)			
提案を予定している 構造の工事種別		・〇〇〇〇工事 ・〇〇〇〇工事 ・〇〇〇〇工事				・〇〇〇〇工事 ・〇〇〇〇工事 ・〇〇〇〇工事			
工 事 名		〇〇〇〇〇工事				〇〇〇〇〇工事			
発 注 者		〇〇〇〇				〇〇〇〇			
工 事 場 所		〇〇県〇〇市〇〇町				〇〇県〇〇市〇〇町			
請 負 金 額		〇〇〇, 〇〇〇千円				〇〇〇, 〇〇〇千円			
工 期		平成〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成△年△△月△△日				平成〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成△年△△月△△日			
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号)・無 (※1)				有 (CORINS 登録番号)・無 (※1)			
契 約 の 形 態		元 請		(※2)		元 請		(※2)	
共同企業体 の場合	協定方式	(※3)				(※3)			
	出資比率	当 社	株□□			当 社	株□□		
		%	%			%	%		
工 事 内 容									

備考1 (※1)については、CORINS登録の区分いづれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。

2 (※2)については、「共同企業体」又は「単体」と記載すること。

3 (※3)については、「甲型」又は「乙型」と記載すること。

4 下記の書類を添付すること。

(1) 実績工事の契約書(変更契約も含む。)又はCORINSの工事カルテ(しゅん功時)の写し

(2) 実績工事の内容が確認できる図面(原則としてしゅん功図とする。)の写し

(3) 代表者における実績工事の発注者から通知された工事成績評定点の写し(発注者から通知されている工事の場合に限る。)

(4) EXCEL2007又は2010形式にて作成し、競争参加資格申請書提出時にCD-R又はDVD-Rに同梱すること。

5 様式2-1-1に提案構造の概要を記載すること。

様式第 2 - 1 - 1 提案構造の概要

(東品川棧橋部更新工)

	該当の構造を丸で囲むこと	構造概要 (記載例)
上部工	鋼構造・RC 構造・PC 構造	鋼細幅箱桁
橋脚工	鋼構造・RC 構造・PC 構造	鋼製橋脚
基礎工	鋼構造・RC 構造・PC 構造	鋼管矢板井筒基礎工
床板工	鋼構造・RC 構造・PC 構造	プレキャスト PC 床版

(迂回路設置工)

	該当の構造を丸で囲むこと	構造概要 (記載例)
上部工	鋼構造・RC 構造・PC 構造	鋼鈹桁
下部工	鋼構造・RC 構造・PC 構造	鋼管橋脚及び基礎

※ 上記、記載例の通り、提案構造の概要を記すこと。

様式第2-2 配置予定技術者の資格・工事経験

ふりがな 氏名(配置予定役職:会社名)		○○ ○○ ○○ ○○ (監理技術者又は主任技術者:会社名)		△△ △△ △△ △△ (現場代理人:会社名)		
最終学歴		○○大学○○○学科(修士) □□年卒業		○○大学○○○学科(修士) □□年卒業		
法令による免許		監理技術者資格 ☆☆年 (※1) (登録番号:○○○○) ○○施工管理技士 ☆☆年 (※2) (登録番号:○○○○)				
提案を予定している 構造の工事種別		<ul style="list-style-type: none"> ・○○○○工事 ・○○○○工事 ・○○○○工事 				
経験した 工事の 内容	工 事 名					
	発 注 者					
	工 事 場 所					
	契 約 金 額					
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成△△年△△月△△日				
	CORINS 登録の有無	有(CORINS 登録番号)・無 (※3)				
	工 事 の 内 容					
	契 約 の 形 態	元 請	(※4)			
	共同企 業体の 場合	協 定 方 式	(※5)			
		出 資 比 率	当社	株□□		
		%	%			
従 事 役 職 等	(※6)					
従 事 期 間	平成○○年○○月○○日～平成△△年△△月△△日					

- 備考1 (※1)については、「取得」又は「更新」と記載すること。
- 2 (※2)については、「取得」又は「再交付」と記載すること。
- 3 (※3)については、CORINS登録の区分いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載する。
- 4 (※4)については、「共同企業体」又は「単体」と記載すること。
- 5 (※5)については、「甲型」又は「乙型」と記載すること。
- 6 (※6)については、現場代理人、監理技術者、主任技術者、工事主任、担当技術者等、該当するものを記載すること。
- 7 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」2(3)の工事の経験について
- (1) 監理技術者又は主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、その旨を氏名欄()内に「監理技術者・現場代理人」等と記載すること。
- 8 下記の書類を添付すること。
- (1) 主任技術者又は監理技術者の必要資格の有無を確認できる合格証等の写し
- (2) 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を明示することができる資料。(資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等の写し) なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (3) 経験した工事の契約書(変更契約も含む。)又はCORINSの工事カルテ(しゅん功時)の写し
- (4) 経験した工事の内容が確認できる図面(原則としてしゅん功図とする。)の写し
- (5) 経験した工事のCORINSの工事カルテ(しゅん功時)の写し(技術者データに氏名の記載があるもの)。なお、CORINSの登録がない場合及び工事カルテの技術者データに氏名の記載がない場合は、施工計画書等当該工事に従事したことが判断できる書類の写し
- (6) 経験した工事の従事期間が当該工期の一部の期間である場合は、当該工事の実施工程表の写し。なお、従事期間に「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」2(3)に掲げる工事の経験を確認することができない場合は、競争参加資格を満たさないものとして不適格とする。
- (7) EXCEL2007又は2010形式にて作成し、競争参加資格申請書提出時にCD-R又はDVD-Rに同梱すること。

様式第2-3 設計技術者の資格・経験

氏名 <small>ふりがな</small> (配置予定役職：会社名)		○○○○○○○ ○○○○○ (設計管理技術者：会社名)	○○○○○○○ ○○○○○ (設計担当技術者：会社名)	○○○○○○○ ○○○○○ (設計照査技術者：会社名)
最終学歴		○○大学 ○○学科 (修士) □□年卒業	○○大学 ○○学科 (修士) □□年卒業	○○大学 ○○学科 (修士) □□年卒業
保有する技術者資格		技術士 (建設部門 (選択科目○○)) (登録年月日：○○○○) (登録番号：○○○○)	技術士 (建設部門 (選択科目○○)) (登録年月日：○○○○) (登録番号：○○○○)	技術士 (建設部門 (選択科目○○)) (登録年月日：○○○○) (登録番号：○○○○)
提案を予定している 構造の工事種別			・○○○○工事	・○○○○工事
経験した業務 (工事) 内容	業務 (工事) 名	/	/	/
	発注者			
	履行期間 (工期)			
	業務 (工事) 概要			

備考1 外国資格を有する技術者については、4 (3)⑥⑦⑧⑨に掲げる資格相当との国土交通大臣認定を受けている、又は申請中であることを記載すること。

2 下記の書類を添付すること。

- (1) 必要資格の有無を確認できる登録証等の写し
- (2) EXCEL2007 又は 2010 形式にて作成し、競争参加資格申請書提出時に CD-R 又は DVD-R に同梱すること。

(様式第3-1: 技術提案書等提出書[単体用])

技術提案書等提出書

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

平成27年1月27日付で公示のありました高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新
工事に係る技術提案書等について提出します。

記

- 1 技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部(紙)
- 2 添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部(紙)
- 3 上記1、2の資料の電子ファイル・・・・・・・・・・・・ 1部(CD-R又はDVD-R)

(様式第3-1: 技術提案書等提出書[特定JV及び異工種JV用])

技術提案書等提出書

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

平成27年1月27日付で公示のありました高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事に係る技術提案書等について提出します。

記

- 1 技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部(紙)
- 2 添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部(紙)
- 3 上記1、2の資料の電子ファイル・・・・・・・・・・・・ 1部(CD-R又はDVD-R)

(様式第3-2:最終技術提案書等提出書[単体用])

最終技術提案書等提出書

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

平成27年1月27日付で公示のありました高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事に係る最終技術提案書等について提出します。

記

- 1 最終技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部 (紙)
- 2 最終技術提案対象部分の数量総括表・・・・・・・・・・・・ 5部 (紙)
- 3 添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部 (紙)
- 4 上記1、2、3の資料の電子ファイル・・・・・・・・・・・・ 1部 (CD-R 又は DVD-R)

(様式第3-2:最終技術提案書等提出書[特定JV及び異工種JV用])

最終技術提案書等提出書

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

平成27年1月27日付で公示のありました高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事に係る最終技術提案書等について提出します。

記

- 1 最終技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部 (紙)
- 2 最終技術提案対象部分の数量総括表 ・・・・・・・・・・・・・・ 5部 (紙)
- 3 添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部 (紙)
- 4 上記1、2、3の資料の電子ファイル・・・・・・・・・・・・ 1部 (CD-R 又は DVD-R)

(様式3-4:技術提案書作成様式)

新技術等説明書	
会社名:	
1. 技術提案の項目	<ul style="list-style-type: none"> • ○○○○○
2. 提案工法等の名称	<ul style="list-style-type: none"> • 提案工法、製品等の名称を記入
3. 実績	<ul style="list-style-type: none"> • 実績の有無を記入 • 実績有の場合は、実績表を記入（件名、発注者、施工年月、構造物諸元など） • 実績無の場合は、確証実験など現況を記入
4. 提案工法等の特徴及び本工事への適用性	<ul style="list-style-type: none"> • 提案工法、製品等の特徴を記入 • 上記に基づく本工事への適用性を記入 (経済性、工期、構造・性能等のメリット、安全性、周辺への影響度等)
5. 参考文献	<ul style="list-style-type: none"> • 参考文献等があれば、別冊参考資料に明記・添付する。
6. NETIS	<ul style="list-style-type: none"> • 提案工法、製品等がNETIS登録されているかの有無を記入 • 登録されている場合、番号を記入 • 登録されていない場合で申請中であれば状況を記入
7. 工業所有権	<ul style="list-style-type: none"> • 提案工法、製品等の取扱いに関する事項として、工業所有権を含む技術提案である場合、その取扱い及び採用された場合の留意すべき事項を記入

(様式3-5 最終技術提案部分の数量総括表)

高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新工事 工事費内訳書

【工事内訳書】

会社名						
作成者						
連絡先						
工種	種別・条件	単位	数量	備考	工種区分	
					鋼橋 工事	下部 工事
工事費						
高速道路工事						
直接工事費（工場）						
	製作費	式	1	第〇号内訳書		
	材料費	式	1	第〇号内訳書		
	工場塗装費	式	1	第〇号内訳書		
	小計					
間接工事費（工場）						
	間接労務費	式	1	第〇号内訳書		
	工場管理費	式	1	第〇号内訳書		
	小計					
設計費						
	構造設計費	式	1	第〇号内訳書		
	打合せ費	式	1	第〇号内訳書		
	電算費	式	1	第〇号内訳書		
	設計間接費	式	1	第〇号内訳書		
	電算料	式	1	第〇号内訳書		
	小計					
工場原価						
直接工事費（現場）						
	工場製品輸送費	式	1	第〇号内訳書		
	架設費	式	1	第〇号内訳書		
	橋梁現場塗装工	式	1	第〇号内訳書		
	支承工	式	1	第〇号内訳書		
	仮設工	式	1	第〇号内訳書		
	既設橋撤去工	式	1	第〇号内訳書		
	床版・高欄	式	1	第〇号内訳書		
	土砂等処理費	式	1	第〇号内訳書		
間接工事費（現場）						
	共通仮設費	式	1	第〇号内訳書		
	現場管理費	式	1	第〇号内訳書		
	小計					
工事原価						
	一般管理費等	式	1			
	その他工事費	式	1			
高速道路工事計						
	消費税相当額	式	1			
工事費計						

備考 様式に示した項目以外の項目については、必要に応じ追加するとともに補足説明を示すこと。

【一位代価表】

第 ○ 号 一位代価表 ○○工 1.00 個当 時間帯 外昼			
種 別／形状・寸法	単位	数量	備考

備考 様式に示した項目以外の項目については、必要に応じ追加するとともに補足説明を示すこと。
単位及び数量は全て記載すること。

(様式第4) 特許権等の使用

●●●●工事

	作成担当者		会社名	
			連絡先	
提案する技術内容に対し特許等（排他的権利等に係る内容）の使用が必要な場合は、その有無について具体的かつ詳細に記述すること。				

(様式第5：連絡先)

連絡・通知先

企業名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	

※ 技術対話等の日程調整・通知先

※ EXCEL2007～2010 形式にて作成し、技術提案書提出時の CD-R 又は DVD-R に同梱すること。

(様式第6：説明会参加申込書)

技術提案書等作成説明会参加申込書

工事名：高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新工事

上記工事の「技術提案書等作成説明会」に参加を申し込みます。

平成 年 月 日

商号又は名称
代 表 者
住 所

印

当日参加者の会社名、氏名、電話番号

	会社名	部署名	氏名	電話番号
①				
②				

会場の都合により、1社2名までとさせていただきます。

当日は、公示、説明書等を持参してください。

※ 本様式を、締切日までに下記まで、持参又は郵送すること。電送は認めない。

〒100-8930 東京都千代田区霞が関1-4-1(日土地ビル)8F
首都高速道路株式会社 財務部 契約課
電話 03-3539-9319(ダイヤルイン)

(用紙A4)

様式第7-1

(用紙A4)

工事費内訳書

工事名 高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事

工事費内訳書(総額 円)の詳細内訳は、別紙のとおりです。

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

所在地(住所)
商号又は名称
代表者の氏名 印
代理人の氏名 印
〔復代理人の氏名 印〕

- 備考1 別紙は、担当課が工事毎に定めたものを使用すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判縦とする。

(用紙A4)

様式第7-2

(用紙A4)

交渉価格書

工事名 高速1号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事

今回の交渉価格(総額 ●●●●●●円)の内訳は、別紙のとおりです。

平成●●年●●月●●日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

所在地(住所)
商号又は名称
代表者の氏名 印
代理人の氏名 印
〔復代理人の氏名 印〕

備考 別紙は、担当課等が工事毎に定めたものを使用すること。

(様式第8-1:質問書)

質問書

(件名) 高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新工事

下記の質問事項を提出しますので回答願います。

記

- 1 ○○○○○○ (項目)
- 2 ○○○○○○ (項目)
- 3 ○○○○○○ (項目)

平成 年 月 日

首都高速道路株式会社
契約責任者 執行役員 大西 英史 殿

住 所
商号又は名称
代表者(代理人)
の 氏 名 印

- 備考1 「項目」は様式第8-2の項目名とする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判縦とする。
3 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

契約手続及び契約内容の情報公表

	公表内容	公表の時期	公表の方法	公表の期間
1	競争参加資格（公示の写し）	公示後速やかに	閲覧及びホームページへの掲載	契約締結日の属する年度及び翌年度中
2	競争参加資格審査申請書を提出した業者名（技術評価結果調書）	契約の相手方決定後速やかに	閲覧	
		契約の締結後速やかに	閲覧及びホームページへの掲載	
3	競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（競争参加資格確認結果通知書）	契約の相手方決定後速やかに	閲覧	
4	各競争参加者の技術評価点及びその内訳（技術評価結果調書）	契約の相手方決定後速やかに	閲覧	
		契約の締結後速やかに	閲覧及びホームページへの掲載	
5	技術対話概要書	契約の締結後速やかに	閲覧	
6	価格交渉概要書	契約の締結後速やかに	閲覧	
7	予定価格（税抜き）（見積状況調書）	契約の締結後速やかに	閲覧及びホームページへの掲載	
8	予定価格（税抜き）の積算内訳	契約の締結後速やかに	閲覧	
9	優先交渉権者の見積金額（税抜き）（見積状況調書）	契約の締結後速やかに	閲覧及びホームページへの掲載	
10	第三者委員会の審査内容	契約の締結後速やかに	閲覧及びホームページへの掲載	
11	契約の内容 (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 (2) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額	契約の締結後速やかに	閲覧	
12	単価合意書	単価合意後速やかに	閲覧	
13	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合、上記 11 (2) 及び契約変更の理由	変更契約の締結後速やかに	閲覧	変更契約締結日の属する年度及び翌年度中
14	請負代金額の変更後の単価合意をした場合、上記 12	請負代金額の変更後の単価合意後速やかに	閲覧	
15	工事成績評定通知書	工事の成績評定点通知後速やかに	閲覧	通知日の属する年度及び翌年度中